

市税の減免を ご存じですか

市税には、減免制度があります。減免の対象については、次のとおりです。

なお、市税の減免を受けるには、納期限の7日前までに、減免申請書の提出が必要です。

市民税の減免

- ①生活保護法の規定による扶助を受ける方。
- ②前年の所得が50万円以下であり、本年の所得がその2分の1以下になると認められる方で、その世帯の世帯員の市民税所得割額（減税前）の合計が6万円を超えない方。
- ③負傷または疾病により、6か月以上の療養を要すると診断された方で、前年の所得が50万円以下の方。
- ④障害者などで、市民税の納税義務を負わない夫と生計をともにする妻で、前年の所得が125万円以下の方。
- ⑤死亡した納税義務者で、前年の所得が50万円以下であり、その世帯の世帯員（死亡した納税義務者を除く）の市民税所得割額（減税前）の合計が6万円を超えない方。
- ⑥災害による被害を受けた場合で、一定の要件にあては

まる方。

固定資産税・都市計画税の減免

- ①生活保護法の規定による扶助を受ける方が所有している固定資産。
- ②居住用（宅地面積が20平方メートル以下で、かつ、住宅延床面積が20平方メートル以下のもの）のみの固定資産を所有している公的な扶助を受けている障害者世帯、母子（父子）世帯、または年金を受けている世帯でその世帯の世帯員の市民税所得割額（減税前）の合計が6万円を超えない場合の当該世帯員が所有している固定資産。
- ③公的な扶助を受けている障害者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯の住居のために、家賃の額が一般の同居者の半額以下で賃貸されている家屋（賃貸している家屋の部分に限る）。
- ④市街化区域農地を宅地転用し、平成3年度以降に一定の要件にあてはまる賃貸住宅を新築し、かつ、借家の用に利用されている場合の旧農地。
- ⑤災害により被害を受けた固定資産で、一定の要件にあてはまる場合。

軽自動車の減免

- ①身体に障害がある方で、障害の種類、程度が一定の要件に

該当し、自分で所有し運転する場合。

②身体に重度の障害がある方または精神に障害がある方が所有し、その方と生計をともにする方が、もっぱらその方のために運転する場合。

③身体に重度の障害がある方または精神に障害がある方で、その方と生計をともにする方が所有し、もっぱらその方のために運転する場合。

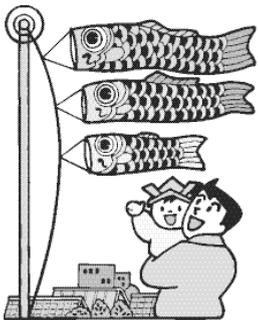
④単身で身体に障害のある方もしくは単身で精神に障害のある方を常時介護するために運転する場合。

⑤その構造が、もっぱら身体障害者などの利用のための軽自動車。

※身体に重度の障害のある方などについて、人免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害の1級～4級を含みます。

問合せ先

問 答 グループ
☎52-1111（内線244～247）



ご存知でしたか？

市税などの休日収納窓口



平日は、お仕事などで忙しく、金融機関などで市税の納付が困難な方のために、休日収納窓口を開設しています。

毎月、第4日曜日に開設します。

ぜひ、ご利用ください。

と き 5月28日(日) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分まで

と ころ 市役所1階収納グループ窓口

業務内容 市税、国民健康保険税、介護保険料、公共下水道受益者負担金、市営住宅家賃、借上公共賃貸住宅家賃の収納業務、納税相談

問合せ先

問 答 グループ ☎52-1111（内線241～243）